

(写)

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 8 号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年龍ヶ崎市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（宿日直手当） 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4, 7 0 0 円</u> を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 省 略 （期末手当） 第20条 省 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 6. 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 ケ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } 省 略 ゝ (4) } 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 6. 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1. 2 5</u>」とする。	（宿日直手当） 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 省 略 （期末手当） 第20条 省 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 ケ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } 省 略 ゝ (4) } 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2. 5</u>」とする。

4 } 省 略
6 }
(勤勉手当)

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 } 省 略
5 }

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

4 } 省 略
6 }
(勤勉手当)

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3 } 省 略
5 }